

個人認証に関する規程

2014. 7. 1 制定

2015. 6. 22 改訂

第1章 総則

第1条 一般社団法人情報処理学会（以下、本会という）の定款第4条第4項の規定に基づき、個人に対して、認定情報技術者（Certified IT Professional, 略称 CITP）の資格認証（個人認証）を行うために、この規程を定める。

第2条 個人認証は、プロフェッションの確立を通じて、情報技術者の質の向上、および、社会的地位の向上を図り、わが国において情報技術が魅力ある分野として認識されるようにすることを目的とする。

第3条 ITスキル標準（ITSS）のレベル4の定義に沿い、知識とスキルを発揮して業務を実施している個人は、個人認証の審査を申請することができる。なお、申請を受け付ける職種・専門分野等は「申請案内」で明示する。

第4条 本会は、資格制度運営委員会（以下、運営委員会という）が定めた日程に従って個人からの申請を受け付け、個人認証審査委員会に審査を委嘱する。

第5条 審査は、本会が定める「個人認証審査基準」および「個人認証審査要領」に従って行う。

2 審査は、原則、書面審査とする。

3 本会は、申請内容に不明点や疑義のある申請を含め、審査委員会で定めたサンプリング割合の申請者に対し、申請内容についての面接を行うものとする。

第6条 認定情報技術者資格の有効期間は、認証日から、認証日を含む年度の3年後の年度末までとする。資格を継続する場合は、有効期間内に資格更新審査を受けるものとする。

2 資格更新に関する規定は、別途定める。

第2章 個人認証審査委員会

第7条 申請者の審査を行なうために、個人認証審査委員会をおく。

第8条 個人認証審査委員会は6名以上12名以下の委員をもって構成する。

2 委員は、運営委員会が選出し、会長が委嘱する。

3 委員に欠員が生じた場合、運営委員会はこれを補充する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 個人認証審査委員会に委員長、副委員長各1名をおく。

2 委員長は運営委員会が選任し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、個人認証審査委員会の職務を管掌する。

- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

第10条 個人認証審査委員会は委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上からの要求があるときは、委員長は個人認証審査委員会を招集しなければならない。

- 2 個人認証審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 個人認証審査委員会の決定は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは委員長が決定する。

第11条 個人認証審査委員会の委員は、代理人をもってこれにあてることはできない。

第3章 個人認証新規審査チーム

第12条 認定情報技術者の新規審査の実務（書面審査および面接）を行なうために、個人認証審査委員会の下に、1つ又は複数の個人認証新規審査チーム（以下、新規審査チームという）をおく。

第13条 個人認証審査委員会は、3名の審査員をもって各新規審査チームを構成し、審査を委嘱する。

- 2 個人認証審査委員会は、新規審査チームに、審査の実地研修の目的でオブザーバーを参加させることができる。オブザーバーは、審査の決定権を持たない。
- 3 審査員は、オブザーバー経験を含め新規審査の経験を有する人、または、個人認証審査委員会が認めた人とする。
- 4 審査員に欠員が生じた場合、個人認証審査委員会は、これを補充する。
- 5 審査員およびオブザーバーの任期は、委嘱された申請者の審査が終了するまでの期間とする。

第14条 各審査チームには、それぞれ1名の主査をおく。

- 2 主査は、個人認証審査委員会が、新規審査チームの審査員の中から指名する。

第15条 審査員およびオブザーバーは、代理人を持ってこれにあてることはできない。

第4章 個人認証新規審査プロセス

第16条 申請者は、本会が指定した期日までに、認定情報技術者申請書（以下、申請書という）を、本会に提出しなければならない。また、推薦者1名を定め、推薦書の作成を依頼しなければならない。

- 2 申請書及び推薦書は、本会が定めた様式を用いる。
- 3 申請者は、本会から、追加資料の提示又は提出を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。
- 4 本会は、審査と無関係な追加資料の提出を申請者に求めてはならない。
- 5 認証基準を満たしていることの説明責任は申請者にある。
- 6 申請者は、申請の取り下げを行うことはできない。

第17条 申請者からの依頼を受けた推薦者は、申請内容を確認し、推薦書を作成して、申請者に、本会への提出を委託する。推薦者は、作成した推薦書が提出されていることを確認しなければならない。

2 推薦者の要件は、別途定める。

第18条 個人認証審査委員会は、新規審査チームによる審査に入る前に、提出された申請書と推薦書の形式的なチェックを行い、問題点があれば、再提出を要求する。

第19条 個人認証審査委員会は新規審査チームを構成し、申請者を、申請者との利害関係が認められない新規審査チームに割り当てる。

第20条 本会は、個人認証審査委員会の委員および審査員に対し、適切な方法で審査の実務に関わる研修を行う。

第21条 審査員およびオブザーバーは、審査で知った情報の秘密を守ることを、本会に誓約する。

第22条 個人認証審査委員会は、申請者を特定する情報（氏名、住所、連絡先、生年月日など）を除いた申請書と推薦書を審査員に提示する。

2 審査員は、提示された申請書の申請者との利害関係が認められれば、個人認証審査委員会に連絡し、審査する申請者の変更を依頼する。

第23条 各審査員は、「個人認証審査要領」に従って、申請書の書面審査を行い、その結果に基づいて「評価記録票（審査員毎）」を作成する。

第24条 新規審査チームは、各審査員の評価記録票を基に、面接する申請者の候補を選定する。

第25条 個人認証審査委員会は、新規審査チームの選定結果を基に、面接する申請者を決定する。

第26条 面接は、書面審査を行った新規審査チームが行う。

2 新規審査チームの審査員全員で面接を行うことができない場合は、個人認証審査委員会に相談し、指示を仰ぐ。

第27条 主査は、「評価記録票（審査員毎）」および面接結果を基に、指定の期日までに「評価記録票（審査チーム）」を作成し、個人認証審査委員会に提出する。

第28条 個人認証審査委員会は、新規審査チームから提出された「評価記録票（審査チーム）」に基づき、各申請者の合否案を作成する。

第29条 個人認証審査委員会の委員長は、実施した審査手続きと各申請者の合否案を運営委員会に提出する。

第30条 運営委員会は、審査の手続きが適正に行われたことを確認し、各申請者の合否を決定する。

第31条 運営委員会は、理事会に、審査活動の概要と合格者の氏名を提出し、承認を得る。

第32条 本会は、理事会の承認後、申請者に合格／不合格を通知する。

2 申請者が不合格の場合、本会は、「評価記録票（審査チーム）」に記された所見を申請者に通知する。

3 審査結果に対する異議は受け付けない。

第5章 認定証

第33条 本会は、審査に合格し、登録料を納入した申請者に認定証を交付する。

第34条 第33条とは別に、合格者の要求により、認定証明書を発行する。

2 認定証明書の料金については、別に定める。

第6章 認定審査結果等の公表

第35条 本会は、合格者の認定番号を、本会のホームページに掲載する。また、合格者が承諾した場合、氏名と勤務先、または、氏名のみを併せて掲載する。

第7章 認定審査手数料及び会計

第36条 申請者は、その申請にあたり、認定審査申請時の申請料、および、合格時の登録料を指定された期日までに納入しなければならない。

第37条 納入された申請料や登録料は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第38条 申請料、登録料については別に定める。

第8章 雑則

第39条 個人認証に関する委員会等の運営等についての必要な細則は別に定める。

第40条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て行う。

第9章 附則

(施行日) この規程は、2014年7月1日から施行する。